

(制度名 登録清掃作業監督者講習等)

(健康局生活衛生課)

1. 制度の概要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）において、建築物清掃業、建築物空気環境測定業等の建築物の衛生的環境の維持管理に係る事業については、一定の要件を満たす事業者は都道府県知事の登録を受け、登録業者である旨の表示をすることができることとされている。

登録の要件の一つとして、当該事業の監督者や従事者が建築物衛生法施行規則に規定する以下の各種講習及び研修を修了していることが挙げられており、これらの講習及び研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行うこととされているところである。

〈各種講習及び研修と登録区分〉

講習及び研修	登録区分
清掃作業監督者講習及び再講習 清掃作業従事者研修	建築物清掃業
空気環境測定実施者講習及び再講習	建築物空気環境測定業
ダクト清掃作業監督者講習及び再講習 ダクト清掃作業従事者研修	建築物空気調和用ダクト清掃業
貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習 貯水槽清掃作業従事者研修	建築物飲料水貯水槽清掃業
排水管清掃作業監督者講習及び再講習 排水管清掃作業従事者研修	建築物排水管清掃業
防除作業監督者講習及び再講習 防除作業従事者研修	建築物ねずみ昆虫等防除業
統括管理者講習及び再講習 空調給排水管理監督者講習及び再講習	建築物環境衛生総合管理業

2. 指定、登録等の基準

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）

（清掃作業監督者講習等の登録基準）

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 建築物の衛生的管理 八時間以上
- (3) 作業監督の実際 三時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するもの

であること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 第二十五条第二号口の登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、六時間以上とするものであること。

- (1) 清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 第二十五条第三号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(空気環境測定実施者講習等登録機関)

第二十六条の二 前条第二号イ及びロの登録は、当該講習又は再講習の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 建築設備概論 三時間以上
- (3) 空気環境管理概論 四時間以上
- (4) 空気環境測定各論 十八時間以上
- (5) 実務指導 六時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十一時間以上とするものであること。

- (1) 空気環境の測定を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(ダクト清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十六条の四 前条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 空調衛生概論 四時間以上
- (3) 建築設備概論 五時間以上
- (4) 作業の安全管理 二時間以上

(5) ダクト清掃各論 十五時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。

(1) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。

(2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十八条の二 前条第四号イ及びロ並びに第五号口の登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 給水衛生概論 七時間以上
- (3) 建築設備概論 五時間以上
- (4) 作業の安全管理 二時間以上
- (5) 貯水槽清掃各論 十二時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。

- (1) 貯水槽の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第五号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(排水管清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十八条の四 前条第四号イ及びロ並び第五号口の登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 排水衛生概論 二時間以上
- (3) 建築設備概論 五時間以上
- (4) 作業の安全管理 二時間以上
- (5) 排水管清掃各論 十五時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。

- (1) 排水管の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第五号口の登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法及びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(防除作業監督者講習等登録機関)

第二十九条の二 前条第三号イ及びロ並びに第四号口の登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第三号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

(1) 建築物環境衛生制度 二時間以上

(2) 殺そ殺虫剤 六時間以上

(3) 作業と安全管理 六時間以上

(4) ねずみ昆虫等防除各論 十六時間以上

(5) 実技 二時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十二時間以上とするものであること。

(1) ねずみ等の防除作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。

(2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第四号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(統括管理者講習等登録機関)

第三十条の二 前条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロの登録は、当該講習又は再講習の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

(1) 建築物環境衛生制度 二時間以上

(2) 建築物管理総論 七時間以上

(3) 建築環境衛生管理技術 九時間以上

(4) 業務計画と業務管理 三時間以上

- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
  - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
  - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
  - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
  - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十二時間以上とするものであること。
    - (1) 業務全般を統括する者として必要な知識に関すること。
    - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
  - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
    - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
    - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
    - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 前条第五号イの登録 講習の内容が次の全てに該当するものであること。
  - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
    - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
    - (2) 建築物の衛生的管理 九時間以上
    - (3) 作業監督の実際 三時間以上
  - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
    - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
    - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
    - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 四 前条第五号ロの登録 再講習の内容が次の全てに該当するものであること。
  - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、七時間以上とするものであること。

- (1) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
  - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
  - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
  - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先	指定、登録の理由等
以下のURLを参照のこと。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei11/05.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei11/05.html</a>	上記2に掲げる各登録基準に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
各登録機関により設定	法令等により、料金の設定に当たって国が関与することとはされていない

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成23年2月1日現在）

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成16年3月31日より指定制度から登録制度に移行した。

### 7. 政策評価

○公益法人関連事業評価書（平成18年3月）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/houjin/dl/1-35.pdf>